EDION

**株主の皆様へのお願い**

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様におかれましては、極力ご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申しあげます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限
**2021年６月28日（月曜日）午後6時30分まで**

# 第20回 定時株主総会 招集ご通知

● **開催日時**

**2021年６月29日（火曜日）午前10時**
（受付開始：午前９時）

● **開催場所**

**大阪市中央区城見１丁目４番１号**
**ホテルニューオータニ大阪 ２階**
**「鳳凰Ⅰ・Ⅱ」**
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「第20回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**決議事項**

**第１号議案 剰余金処分の件**
**第２号議案 取締役10名選任の件**
**第３号議案 監査役３名選任の件**
**第４号議案 補欠監査役２名選任の件**

**目　次**


| | |
|---|---|
| 招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 事業報告 | 19 |
| 計算書類 | 37 |
| 監査報告 | 41 |


**株式会社 エディオン**

証券コード 2730

証券コード：2730
2021年６月８日

株　主　各　位

(本店所在地)
広島市中区紙屋町二丁目１番１８号
(本社事務所)
大阪市北区中之島二丁目３番３３号
**株式会社 エディオン**
代表取締役
会長兼社長執行役員　久保允誉

# 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　**なお、当日のご来場に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から４頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2021年６月28日（月曜日）午後６時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2021年６月29日（火曜日）午前10時

**２．場　　所**　大阪市中央区城見１丁目４番１号
ホテルニューオータニ大阪　２階「鳳凰Ⅰ・Ⅱ」
**ご来場の際は、会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「第20回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。**

**３．会議の目的事項**
**報告事項**
１．第20期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　取締役10名選任の件
**第３号議案**　監査役３名選任の件
**第４号議案**　補欠監査役２名選任の件

**４．その他株主総会招集に関する事項**
　議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の３日前（2021年６月25日）までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以　上

＜お知らせ＞

1．当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。

2．受付開始時刻は午前９時を予定しております。

3．法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち以下の項目につきましては、当社ホームページ（https://www.edion.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

⑴ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」

⑵ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

⑶ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類及び前述のホームページ掲載書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

4．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.edion.co.jp/）に掲載いたします。

**＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するご協力のお願い＞**

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会におきましては通常と異なる運営となる場合がございます。そのため、以下の事項につきまして、ご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申しあげます。**

**1．感染リスク低減のため、会場内の座席の間隔を従来より拡大し、例年より座席数が減少しております。そのため、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございます。**

**2．前述の座席数の減少もございますので、極力ご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による議決権の行使をお願いいたします。**

**3．体調不良の方におかれましては、ご来場をお控えください。ご来場いただきましても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。**

**4．運営スタッフはマスクを着用し、会場入口にアルコール消毒液をご用意いたします。ご来場の株主様におかれましても、マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いいたします。**

**また、ご来場の株主様への体温測定を実施させていただき、高熱の方はご入場をお断りさせていただきます。**

**5．長時間の株主総会となることを避けるため、報告事項の簡略化や、質疑応答の際のご質問数及び人数を制限させていただく場合がございます。**

**6．今後の状況により、株主総会会場又は運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（https://www.edion.co.jp/）にてお知らせいたします。**

**＜議決権行使についてのご案内＞**

当社では、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、ご案内申しあげます。
なお、当日ご来場の場合は、書面又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

**議決権の行使には以下の方法がございます。**

## 株主総会にご来場の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
ご来場の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

**株主総会開催日時**
**2021年6月29日（火曜日） 午前10時**

## 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限**
**2021年6月28日（月曜日） 午後6時30分**到着分まで

## インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使していただけます。
詳しくは次頁をご覧ください。

**行使期限**
**2021年6月28日（月曜日） 午後6時30分**入力完了分まで

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

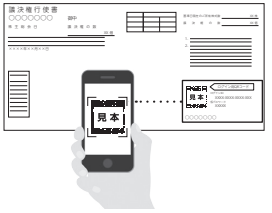


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

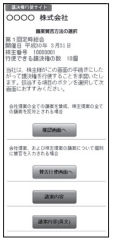


**QRコードでログインした議決権行使は1回に限り可能です。**

再行使する場合は右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

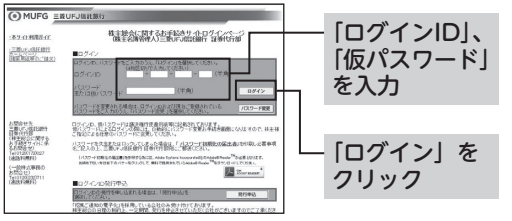


3 新しいパスワードを登録してください。

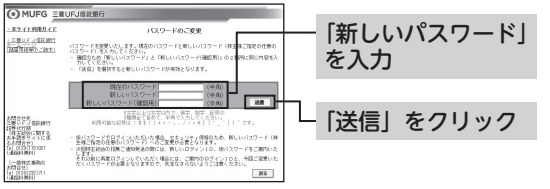


4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**

**0120－173－027**

（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

議決権行使ウェブサイトは、毎日午前２時～午前５時は取り扱いを休止いたします。
書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

**第１号議案　剰余金処分の件**

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、１株につき普通配当21円に加えて、当期は第20期にあたることから株主の皆様へ感謝の意を表すため記念配当５円を実施し、１株につき合計26円といたしたいと存じます。

なお、2020年12月に中間配当金として１株につき20円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は前期から12円増配の１株につき46円となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金26円　総額2,784,951,260円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日

**第２号議案　取締役10名選任の件**

取締役９名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制及びガバナンスの一層の強化のため、社外取締役１名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席状況 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 久保 允誉（くぼ まさたか）（男性） | 再任 | 代表取締役会長兼社長執行役員 | 20回／20回（100%） |
| 2 | 山﨑 徳雄（やまさき のりお）（男性） | 再任 | 取締役専務執行役員<br>経営企画本部長 | 20回／20回（100%） |
| 3 | 金子 悟士（かねこ さとし）（男性） | 再任 | 取締役専務執行役員<br>事業本部長 | 20回／20回（100%） |
| 4 | 髙橋 浩三（たかはし こうぞう）（男性） | 新任 | 上席執行役員<br>事業副本部長 | － |
| 5 | 淨弘 晴義（じょうぐ はるよし）（男性） | 新任 | 上席執行役員<br>物流サービス本部長 | － |
| 6 | 石橋 省三（いしばし しょうぞう）（男性） | 再任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 20回／20回（100%） |
| 7 | 髙木 施文（たかぎ しもん）（男性） | 再任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 20回／20回（100%） |
| 8 | 眞弓 奈穂子（まゆみ なおこ）（女性） | 再任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 20回／20回（100%） |
| 9 | 福島 淑彦（ふくしま よしひこ）（男性） | 再任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 20回／20回（100%） |
| 10 | 守安 功（もりやす いさお）（男性） | 新任 社外 独立役員 | － | － |

（注）社外 は社外取締役候補者を、独立役員 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 1 | 再任<br>**久保允誉**（くぼまさたか）<br>（1950年２月18日） | 1992年４月　株式会社ダイイチ（現株式会社エディオン）代表取締役社長<br>2002年３月　当社代表取締役会長<br>2003年７月　当社代表取締役社長<br>2004年10月　株式会社ふれあいチャンネル（現株式会社ちゅピCOM）代表取締役副社長<br>2012年６月　当社代表取締役会長兼社長<br>2015年２月　株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長（現任）<br>2018年４月　株式会社サンキュー代表取締役会長（現任）<br>2018年６月　当社代表取締役会長兼社長執行役員（現任） |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | 2,141,875株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 株式会社ダイイチの代表取締役就任以降、長年にわたり経営手腕を発揮し、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も当社の事業拡大及び企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |
| 2 | 再任<br>**山﨑徳雄**（やまさきのりお）<br>（1957年１月15日） | 2009年６月　当社取締役<br>2012年４月　当社経営企画本部長（現任）<br>2012年６月　当社常務取締役<br>2014年６月　当社専務取締役<br>2018年６月　当社取締役専務執行役員（現任） |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | 48,329株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 経営戦略部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 3 | 再任<br>金子悟士（かねこ さとし）<br>（1972年8月1日） | 2013年10月　株式会社Loudmouth Japan（現株式会社ラウドマウスジャパン）代表取締役社長（現任）<br>2014年1月　Loudmouth Golf LLC, Chief Strategy Officer & Managing Director<br>2016年6月　Oracle Corporation, Group Manager<br>2018年6月　当社社外取締役<br>2019年2月　当社取締役専務執行役員（現任）<br>2019年2月　当社物流ＩＴサービス本部長<br>2019年6月　株式会社ｅ－ロジ代表取締役社長<br>2021年2月　当社事業本部長（現任） |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | 17,286株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 企業経営における経験と知見に加え、国内外企業の情報システム部門における豊富な経験を活かし、当社の事業の発展に貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者といたしました。 |
| 4 | 新任<br>髙橋浩三（たかはし こうぞう）<br>（1961年9月12日） | 2014年2月　当社執行役員<br>2014年2月　当社中四国営業部長<br>2015年4月　当社近畿営業部長<br>2018年2月　当社営業統括部長<br>2018年7月　当社上席執行役員（現任）<br>2020年10月　当社商品統括部長<br>2021年2月　当社事業副本部長兼商品統括部長（現任） |
| | 所有する当社株式数 | 20,017株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 営業、商品分野における豊富な経験と実績を活かし、当社の経営への貢献を期待できることから新たに取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 5 | 新　任<br><br>浄弘（じょうぐ）　晴義（はるよし）<br>（1957年3月9日） | 2016年６月　上新電機株式会社　取締役兼執行役員　営業本部ＣＳ推進担当<br>2018年７月　当社執行役員<br>2018年７月　当社法人営業統括部長<br>2019年４月　当社ＥＣ・ビジネス統括部長<br>2019年６月　フォーレスト株式会社代表取締役社長<br>2019年７月　当社上席執行役員（現任）<br>2021年２月　当社物流サービス本部長（現任）<br>2021年２月　株式会社ｅ－ロジ代表取締役社長（現任） |
| | 所有する当社株式数 | 5,400株 |
| | 取締役候補者とした理由 | ＥＣ分野の営業及び物流ロジスティクスにおける経験と実績を活かし、当社の経営への貢献を期待できることから新たに取締役候補者といたしました。 |
| 6 | 再任　社外　独立役員<br><br>石橋（いしばし）　省三（しょうぞう）<br>（1949年7月5日） | 1995年１月　株式会社野村総合研究所経営開発部長<br>1997年４月　野村證券株式会社金融研究所経営調査部長<br>1998年６月　同社金融研究所副所長兼企業調査部長<br>2000年５月　リーマン･ブラザーズ証券会社マネージング･ディレクター<br>2003年９月　一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事（現任）<br>2004年４月　国立大学法人東京医科歯科大学理事<br>2005年４月　学校法人立正大学学園監事<br>2007年６月　株式会社みんかぶ社外監査役<br>2008年４月　学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任）<br>2014年６月　当社社外取締役（現任）<br>2017年３月　株式会社みんかぶ（現株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド）社外取締役（現任） |
| | 在任年数 | ７年 |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | ０株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | 企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員長を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。<br>今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 7 | 再任 社外 独立役員<br>**髙木施文**（たかぎしもん）<br>（1962年12月23日） | 1990年４月　弁護士登録<br>1990年４月　ブレークモア法律事務所入所<br>1992年10月　足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所<br>1999年８月　東京青山・青木・狛法律事務所パートナー<br>2002年８月　ホワイト＆ケース法律事務所パートナー<br>2014年３月　髙木法律事務所開設（現在に至る）<br>2015年６月　当社社外取締役（現任） |
| | 在任年数 | ６年 |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | ０株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | 弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。<br>なお、髙木施文氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |
| 8 | 再任 社外 独立役員<br>**眞弓奈穂子**（まゆみなおこ）<br>（1955年10月29日） | 1977年４月　岡三証券株式会社入社<br>1993年７月　チューリッヒ・スカダー・インベストメント・ジャパン株式会社（現ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）年金営業部グループリーダー<br>2002年５月　同社常務執行役員年金クライアントサービス部ヘッド<br>2002年７月　ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（現ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社）常務取締役年金営業部門ヘッド<br>2005年８月　ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社マーケティング・クライアントサービス部ディレクター年金チームヘッド<br>2019年６月　当社社外取締役（現任） |
| | 在任年数 | ２年 |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | ０株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | 金融・証券部門における豊富な経験に基づく助言等、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。<br>今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 9 | 再任 社外 独立役員<br>ふくしま よしひこ<br>**福島 淑彦**<br>(1963年10月30日) | 1990年４月　ソロモンブラザーズアジア証券株式会社（現シティグループ証券株式会社）入社<br>1995年７月　スウェーデン王立ストックホルム大学経済学部講師<br>2006年７月　名古屋商科大学総合経営学部教授<br>2007年４月　早稲田大学政治経済学術院教授（現任）<br>2010年４月　早稲田大学CSR研究所所長<br>2019年６月　当社社外取締役（現任） |
| | 在任年数 | ２年 |
| | 取締役会への出席状況 | 20回／20回（100%） |
| | 所有する当社株式数 | ０株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | 経済・経営分野における学識者としての知見に基づく助言等、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。<br>なお、福島淑彦氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |
| 10 | 新任 社外 独立役員<br>もりやす いさお<br>**守安 功**<br>(1973年９月21日) | 1998年４月　日本オラクル株式会社入社<br>1999年11月　株式会社ディー・エヌ・エー入社<br>2006年６月　同社取締役<br>2009年４月　同社取締役兼ＣＯＯ<br>2011年６月　同社代表取締役社長<br>2013年４月　同社代表取締役社長兼ＣＥＯ<br>2021年４月　同社取締役（現任） |
| | 所有する当社株式数 | ０株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | インターネットやＡＩを用いたデジタルコンテンツ・サービスを提供する企業の経営者としての豊富な経験及び知見に基づき、独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、新たに社外取締役候補者といたしました。 |

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．社外 は社外取締役候補者を、独立役員 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

3．当社は、石橋省三、髙木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦の各氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ており、各氏が取締役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続し、また守安功氏が取締役に選任され就任した場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。

4．社外取締役の在任年数は、本定時株主総会終結時の年数であります。

5．各候補者が所有する当社株式数には、エディオングループ役員持株会における持分株式数を含んでおります。

6．過去５年間に候補者が他社の取締役在任中における法令又は定款違反その他不当な業務執行について
　守安功氏が株式会社ディー・エヌ・エーの代表取締役として在任中に、キュレーションプラットフォームサービスに関わる問題が発覚し、2016年12月から同社が設置した第三者委員会による調査が行われた結果、2017年３月に公表された調査報告書において同事業における法令違反の可能性その他の不適切な問題の存在が認定されております。調査報告書の提言を受け、守安功氏は社内管理体制やコンプライアンス体制の強化など、コーポレートガバナンス及び内部統制体制の抜本的見直しに尽力しております。
7．取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について
　当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により石橋省三、髙木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続し、また守安功氏が取締役に選任され就任した場合は、新たに同契約を締結する予定であります。
　その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。
8．会社役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約について
　当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。
　当該契約の内容の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額会社が負担しております。
　各候補者が取締役に選任され就任した場合は、被保険者に含めて当該契約を更新する予定であります。

**第３号議案　監査役３名選任の件**

監査役山田富士雄氏、社外監査役福田有希氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の一層の強化のため、社外監査役１名を増員し、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 1 | 再任<br>**山田　富士雄**（やまだ　ふじお）<br>（1959年８月29日） | 2013年４月　当社執行役員<br>2013年４月　当社財務経理統括部長兼財務部長<br>2015年４月　当社財務経理統括部長兼管理部長<br>2017年４月　当社財務経理統括部長<br>2017年６月　当社常勤監査役（現任） |
| | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 取締役会19回／20回（95％）　監査役会10回／10回（100％） |
| | 所有する当社株式数 | 4,227株 |
| | 監査役候補者とした理由 | 財務経理部門における豊富な経験を活かし、監査役としての職務を遂行しております。今後も適切な職務執行を期待できることから、引き続き監査役候補者といたしました。 |
| 2 | 再任　社外　独立役員<br>**福田　有希**（ふくだ　ゆうき）<br>（1963年７月30日） | 1997年１月　センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>1997年４月　公認会計士登録<br>2000年８月　税理士登録<br>2000年８月　福田公認会計士・税理士事務所開業（現在に至る）<br>2016年４月　大阪地方裁判所・高等裁判所専門委員（現任）<br>2017年６月　当社社外監査役（現任）<br>2017年11月　株式会社精工監査役（現任） |
| | 在任年数 | ４年 |
| | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 取締役会20回／20回（100％）　監査役会10回／10回（100％） |
| | 所有する当社株式数 | 0株 |
| | 社外監査役候補者とした理由 | 公認会計士及び税理士の資格を有しており、その専門的知見に基づく指導及び監査等、社外監査役としての職務を遂行しております。<br>なお、福田有希氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も社外監査役として適切な職務遂行を期待できることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 3 | 新任 社外 独立役員<br>中井憲治（なかい けんじ）<br>（1946年11月18日） | 1996年１月　法務大臣官房会計課長　兼　法曹会・矯正協会・日本更生保護協会監事<br>1998年６月　東京地検特捜部長<br>1999年９月　函館地検検事正<br>2001年４月　最高検検事　兼　司法制度改革推進本部検討会委員<br>2002年８月　法務省矯正局長　兼　日本更生保護協会理事<br>2003年９月　広島地検検事正<br>2005年７月　法務省法務総合研究所長　兼　司法修習生考試委員・簡易裁判所判事選考委員<br>2010年４月　日本大学（法科大学院）客員教授（現任）<br>2012年９月　仙台大学（現代武道学科）客員教授（現任）<br>2016年５月　仙台大学（附属明成高等学校）理事（現任）<br>2016年12月　弁護士登録、田辺総合法律事務所入所（現在に至る）<br>2021年４月　高岡法科大学客員教授（現任） |
| | 所有する当社株式数 | 0株 |
| | 社外監査役候補者とした理由 | 中井憲治氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、東京地検特捜部長、最高検検事、法務省法務総合研究所長、司法修習生考試委員等の要職を歴任し、大学教授及び弁護士として、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。これらの専門的知見・経験に基づく指導及び監査等、社外監査役としての適切な職務遂行を期待できることから、新たに社外監査役候補者といたしました。 |

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外 は社外監査役候補者を、独立役員 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

３．当社は、福田有希氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続し、また中井憲治氏が監査役に選任され就任した場合は、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。

４．社外監査役の在任年数は、本定時株主総会終結時の年数であります。

５．各候補者が所有する当社株式数には、エディオングループ役員持株会における持分株式数を含んでおります。

６．監査役との責任限定契約について

当社は、定款において監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により山田富士雄、福田有希の両氏との間に当該契約を締結しております。両氏が監査役に再任され就任した場合は同契約を継続し、また中井憲治氏が監査役に選任され就任した場合は、新たに同契約を締結する予定であります。

その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

７．会社役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約について

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約の内容の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額会社が負担しております。

各候補者が監査役に選任され就任した場合は、被保険者に含めて当該契約を更新する予定であります。

**第４号議案　補欠監査役２名選任の件**

2017年６月29日開催の当社第16回定時株主総会において補欠監査役に選任された淺野間康弘氏、沖中隆志氏の選任の効力は本定時株主総会の開催の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第３項に定める補欠監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

淺野間康弘氏は、社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者、沖中隆志氏は社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 1 | **淺野間　康弘**（あさのま　やすひろ）<br>（1963年１月16日） | 2013年４月　当社監査役室長<br>2015年４月　当社財務部長<br>2017年６月　当社執行役員<br>2017年６月　当社財務経理統括部長（現任）<br>2021年４月　当社上席執行役員（現任） |
| | 所有する当社株式数 | 5,200株 |
| | 補欠監査役候補者とした理由 | 財務経理部門における豊富な経験を活かし、監査役として適切な職務遂行を期待できると判断し、引き続き補欠監査役候補者といたしました。 |
| 2 | 社外　独立役員<br>**沖中　隆志**（おきなか　たかし）<br>（1963年２月25日） | 1985年４月　中谷洋一公認会計士・税理士事務所入所<br>1991年５月　中谷会計グループ柳生佳洋税理士事務所転籍<br>2000年７月　中谷会計グループ沖中隆志税理士事務所開業（現在に至る）<br>2004年５月　株式会社ミドリ電化（現株式会社エディオン）監査役<br>2005年４月　当社社外監査役 |
| | 所有する当社株式数 | 0株 |
| | 社外監査役の補欠監査役候補者とした理由 | 沖中隆志氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士の資格を有しており、その専門的知見に基づく指導及び監査等、社外監査役として適切な職務遂行を期待できることから、引き続き補欠監査役候補者といたしました。 |

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．社外 は社外監査役の補欠監査役候補者を、独立役員 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

3．当社定款の規定により補欠監査役の選任の効力は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催の時までとなります。

4．沖中隆志氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出る予定であります。

5．監査役との責任限定契約について

当社は、定款において監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

淺野間康弘、沖中隆志の両氏が監査役に就任した場合は、新たに同契約を締結する予定であります。

その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

6．会社役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約について

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約の内容の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額会社が負担しております。

各候補者が監査役に就任した場合は、被保険者に含めて当該契約を更新する予定であります。

**＜ご参考＞**

**１．取締役・監査役候補者の指名方針及び手続**

＜方針＞

当社は、取締役・監査役候補者を決定する際には以下の事項を考慮します。

・識見、実績、能力をもっていること
・高い倫理観をもっていること
・当社グループの企業理念の実現に向けて行動できること

社外取締役及び社外監査役については、これらに加え、以下の事項についても考慮します。

・専門的知識や豊富な経験を有していること
・独立かつ客観的な視点で取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言ができること

＜手続＞

取締役については、指名方針に基づき、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を委員長とする任意の「指名報酬委員会」にて選任候補者の検討を行い、取締役会決議により指名します。

監査役については、指名方針に基づき、公正な視点から選任候補者の検討を行い、取締役会決議により指名します。

**２．社外取締役及び社外監査役の独立性基準**

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けています。

＜独立性基準＞

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

ａ．現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者
ｂ．当社の直近の株主名簿において持株比率10％以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している業務執行者
ｃ．直近の３事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の２％を超える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
ｄ．直近の３事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
ｅ．直近の３事業年度において、年間1,000万円又は売上高もしくは総収入金額の２％のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
ｆ．ｂ～ｅの団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後１年を経過していない者
ｇ．当社又はａ～ｅの業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族

**<コーポレートガバナンス体制>**

当社は、経営意思決定機関として原則月１回開催する取締役会や法令による設置義務のない経営会議等の会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っているほか、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬委員会」及び「マネジメント・ディスカッションミーティング」を設置しております。

「指名報酬委員会」は、過半数を社外取締役とする３名以上の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とし、当社及び子会社の取締役・執行役員の選解任、後継者計画及び報酬に関する事項などを検討いたします。

「マネジメント・ディスカッションミーティング」は、代表取締役及び社外役員から構成され、経営上重要な課題に関する意見交換を行っております。

また、監査役会は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行について厳正な監査を実施し、内部監査部門と連絡会議等による情報共有を図っております。

さらに、「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスや有事の際の対応方針（ＢＣＰ等）を含めグループ企業を取り巻くリスクを総括的に管理する環境を整備しております。

以上の体制をとることにより、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

【模式図】

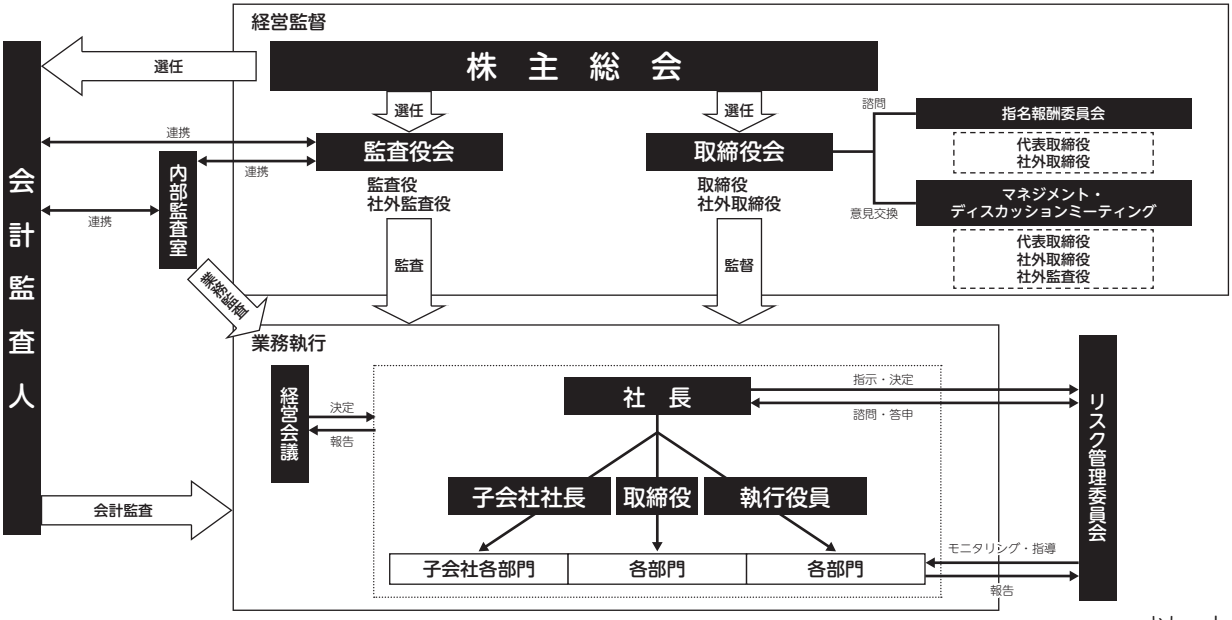


以　上

添付書類

# 事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### １－１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における家電小売業界は、新型コロナウイルス感染症の拡大による「緊急事態宣言」発出などにより、店舗の休業や営業時間の短縮等の影響を受けました。一方、特別定額給付金による買い替え需要や巣ごもり需要の高まりにより、家電商品の消費に一定の回復が見られたものの、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

こうした中で当企業グループにおきましては、お客様へ安全と安心感を提供できるよう、日々の検温、手指の洗浄や消毒の励行に加え、飛沫防止パーテーションの設置、お客様宅退出時の除菌など、店舗営業時やお客様宅訪問時の感染症対策を実施いたしました。

また、巣ごもり需要やテレワーク需要など、より良いおうち時間を過ごすための個人消費の押し上げを受け、大画面テレビや家庭用ゲーム機、ネット動画配信サービスを中心とした「おうちシアター」や「おうちエンタメ」、大容量冷蔵庫や調理家電による「時短・うち食」、パソコンや周辺機器、ネット環境の整備による「テレワーク、オンライン授業」など、「新しい生活様式」に対応した豊かで充実した暮らしの提案に力を注ぎました。

その他、デジタルマーケティング分野の実績がある株式会社Ｈａｍｐｓｔｅａｄ、企画・印刷事業を行う株式会社プライムステーション、プログラミング教室運営を行う株式会社ＥｄＢａｎｋ、英会話サッカースクール運営を行う株式会社ＢＲＩＤＧＥｓを傘下に置く株式会社ＰＴＮを2021年２月に子会社化いたしました。

当社は、ＰＴＮグループのノウハウを取り込むことで、更なる事業効率向上、より良いサービスを提供出来る基盤構築とマーケティング体制の強化、教育事業の発展を目指してまいります。

連結業績の概況　　（単位：百万円）

| | 2020年３月期 | 2021年３月期 | 増　減　額 | 前　期　比　(%) |
|---|---|---|---|---|
| 連　結　売　上　高 | 733,575 | 768,113 | 34,537 | 104.7 |
| 営　業　利　益 | 12,284 | 26,785 | 14,501 | 218.0 |
| 経　常　利　益 | 13,365 | 27,811 | 14,445 | 208.1 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,977 | 16,633 | 5,656 | 151.5 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑴　連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は7,681億13百万円(前期比104.7%)となりました。これは、新型コロナウイルス感染症により経済環境が落ち込んだものの、「巣ごもり需要」や「テレワーク需要」、「コロナ対策商品需要」などの新しい需要により一部の個人消費が拡大したこと等によるものであります。

⑵　営業利益

当連結会計年度の営業利益は267億85百万円(前期比218.0%)となりました。これは主に連結売上高の増加及び広告宣伝費の圧縮や業務効率の見直しなどを進めるなど、販売費及び一般管理費の抑制に努めたことによるものであります。

⑶　経常利益

当連結会計年度の経常利益は278億11百万円(前期比208.1%)となりました。これは主に営業利益の増加によるものであります。

⑷　親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は166億33百万円(前期比151.5%)となりました。これは主に経常利益の増加によるものの他、減損損失が13億50百万円あったこと等によるものであります。

## ■ 連結売上高（百万円）

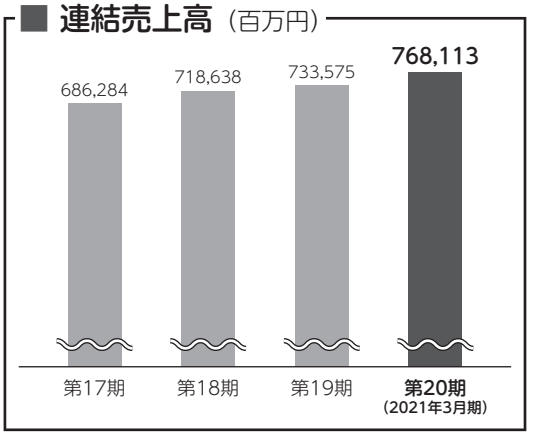


## ■ 営業利益（百万円）

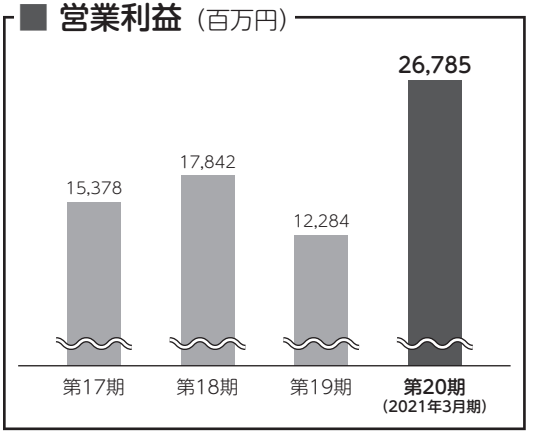


## ■ 経常利益（百万円）

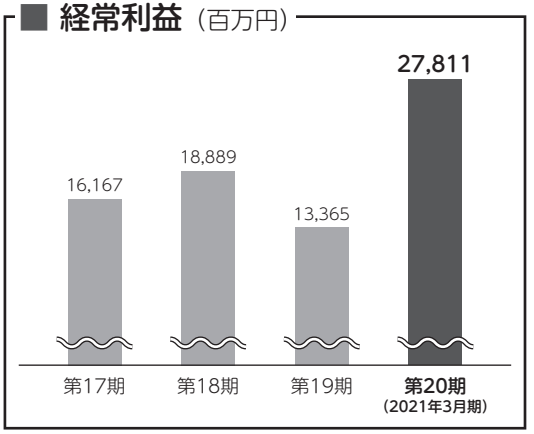


## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

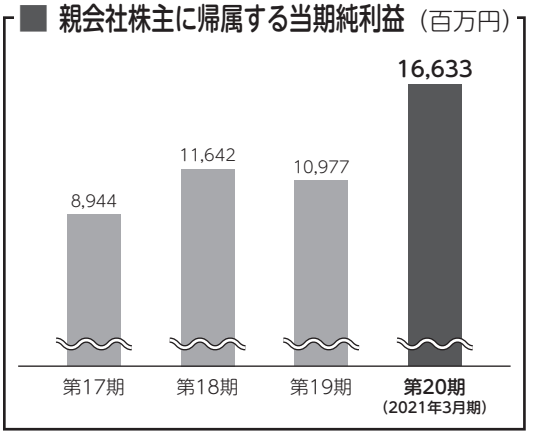

営業店舗の状況

店舗展開につきましては、家電直営店として「エディオンＪＲ芦屋駅店（兵庫県）」、「エディオン豊田四郷店（愛知県）」、「エディオンファニチャードーム岡崎大樹寺店（愛知県）」、「エディオン茨木藤の里店（大阪府）」、「エディオンららぽーと愛知東郷店（愛知県）」、「エディオンイオン原店（福岡県）」、「エディオンイオンタウン岡崎美合店（愛知県）」、「エディオンイズミヤ長岡店（京都府）」の８店舗を新設オープン、「エディオンシーモール下関店（山口県）」を移転オープン、３店舗を閉鎖いたしました。

非家電直営店は１店舗を閉鎖いたしました。

また、フランチャイズ店舗は１店舗の純減少となりました。これにより当連結会計年度末の店舗数はフランチャイズ店舗750店舗を含めて1,187店舗となりました。

| | 前連結会計年度末 | 増　加 | 減　少 | 差　引 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 直営店 | 433店 | 8店 | 4店 | 4店 | 437店 |
| フランチャイズ店 | 751店 | 10店 | 11店 | △1店 | 750店 |
| 合　計 | 1,184店 | 18店 | 15店 | 3店 | 1,187店 |
| 直営店売場面積 | 1,055,359㎡ | 17,464㎡ | 14,682㎡ | 2,782㎡ | 1,058,141㎡ |

(注)直営店売場面積の増加・減少には、移転・建替・改装等による増加・減少が含まれております。

企業集団の商品分類別連結売上高

| 区　　分 | 前連結会計年度<br>2019年４月１日から<br>2020年３月31日まで | | 当連結会計年度<br>2020年４月１日から<br>2021年３月31日まで | | 前期比 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(％) | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(％) | (％) |
| 家電 | | | | | |
| テレビ | 54,952 | 7.5 | 62,105 | 8.1 | 113.0 |
| ビデオ・カメラ | 22,892 | 3.1 | 20,004 | 2.6 | 87.4 |
| オーディオ | 13,584 | 1.9 | 15,170 | 2.0 | 111.7 |
| 冷蔵庫 | 56,709 | 7.7 | 55,027 | 7.2 | 97.0 |
| 洗濯機・クリーナー | 73,344 | 10.0 | 77,437 | 10.1 | 105.6 |
| 電子レンジ・調理家電 | 36,268 | 4.9 | 39,607 | 5.1 | 109.2 |
| 理美容・健康器具 | 25,716 | 3.5 | 26,722 | 3.5 | 103.9 |
| 照明器具 | 6,798 | 0.9 | 6,526 | 0.8 | 96.0 |
| エアコン | 73,330 | 10.0 | 75,916 | 9.9 | 103.5 |
| その他空調機器 | 20,332 | 2.8 | 31,770 | 4.1 | 156.3 |
| その他 | 21,303 | 2.9 | 19,021 | 2.5 | 89.3 |
| 小　　計 | 405,234 | 55.2 | 429,312 | 55.9 | 105.9 |
| 情報家電 | | | | | |
| パソコン | 50,346 | 6.9 | 51,296 | 6.7 | 101.9 |
| パソコン関連商品 | 44,023 | 6.0 | 48,112 | 6.2 | 109.3 |
| 携帯電話 | 65,265 | 8.9 | 62,210 | 8.1 | 95.3 |
| その他 | 16,215 | 2.2 | 15,097 | 2.0 | 93.1 |
| 小　　計 | 175,850 | 24.0 | 176,717 | 23.0 | 100.5 |
| その他 | | | | | |
| ゲーム・玩具 | 26,699 | 3.7 | 34,326 | 4.5 | 128.6 |
| 音響ソフト・楽器 | 3,113 | 0.4 | 2,956 | 0.4 | 95.0 |
| 住宅設備 | 51,496 | 7.0 | 49,008 | 6.4 | 95.2 |
| 家電修理・工事収入 | 29,483 | 4.0 | 29,978 | 3.9 | 101.7 |
| その他 | 41,698 | 5.7 | 45,813 | 5.9 | 109.9 |
| 小　　計 | 152,491 | 20.8 | 162,083 | 21.1 | 106.3 |
| 合　　計 | 733,575 | 100.0 | 768,113 | 100.0 | 104.7 |

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## １－２．資金調達等についての状況

⑴　資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、特筆すべき資金調達を行っておりません。

⑵　設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は92億74百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

| 区 分 | 設　　備　　名 | 所　在　地 | 開　店　日 | 増減面積(㎡) |
|---|---|---|---|---|
| 新 設 | エディオンＪＲ芦屋駅店 | 兵庫県芦屋市 | 2020年 4月 3日 | 274 |
| 〃 | エディオン豊田四郷店 | 愛知県豊田市 | 2020年 4月 17日 | 1,776 |
| 〃 | エディオンファニチャードーム岡崎大樹寺店 | 愛知県岡崎市 | 2020年 5月 8日 | 2,307 |
| 〃 | エディオン茨木藤の里店 | 大阪府茨木市 | 2020年 9月 11日 | 2,466 |
| 〃 | エディオンららぽーと愛知東郷店 | 愛知県東郷町 | 2020年 9月 14日 | 1,658 |
| 〃 | エディオンイオン原店 | 福岡市早良区 | 2020年11月 19日 | 1,555 |
| 〃 | エディオンイオンタウン岡崎美合店 | 愛知県岡崎市 | 2020年11月 27日 | 1,605 |
| 〃 | エディオンイズミヤ長岡店 | 京都府長岡京市 | 2020年12月 4日 | 1,708 |
| 移 転 | エディオンシーモール下関店 | 山口県下関市 | 2020年 6月 26日 | △966 |

⑶　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑷　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2021年２月８日付で株式会社ＰＴＮの全株式を取得し、100%子会社としております。

## １－３．直前３事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第17期<br>2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで | 第18期<br>2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで | 第19期<br>2019年４月１日から<br>2020年３月31日まで | 第20期<br>2020年４月１日から<br>2021年３月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 686,284 | 718,638 | 733,575 | 768,113 |
| 営業利益(百万円) | 15,378 | 17,842 | 12,284 | 26,785 |
| 経常利益(百万円) | 16,167 | 18,889 | 13,365 | 27,811 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 8,944 | 11,642 | 10,977 | 16,633 |
| 総資産額(百万円) | 369,448 | 355,947 | 350,024 | 386,210 |
| 純資産額(百万円) | 169,005 | 178,172 | 180,400 | 193,841 |
| １株当たり純資産額 (円) | 1,535.84 | 1,601.53 | 1,685.50 | 1,809.68 |
| １株当たり当期純利益金額 (円) | 90.84 | 105.34 | 101.33 | 155.34 |
| 自己資本比率 (%) | 45.7 | 50.1 | 51.5 | 50.2 |

(注) １．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を除いて算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第17期<br>2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで | 第18期<br>2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで | 第19期<br>2019年４月１日から<br>2020年３月31日まで | 第20期<br>2020年４月１日から<br>2021年３月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 617,354 | 651,746 | 669,436 | 698,596 |
| 営業利益(百万円) | 14,344 | 16,767 | 10,876 | 25,032 |
| 経常利益(百万円) | 15,411 | 18,244 | 11,967 | 26,429 |
| 当期純利益(百万円) | 8,650 | 16,039 | 10,285 | 16,033 |
| 総資産額(百万円) | 358,481 | 348,766 | 343,293 | 378,134 |
| 純資産額(百万円) | 162,492 | 176,048 | 177,834 | 190,386 |
| １株当たり純資産額 (円) | 1,476.73 | 1,582.44 | 1,661.53 | 1,777.43 |
| １株当たり当期純利益金額 (円) | 87.85 | 145.12 | 94.95 | 149.73 |
| 自己資本比率 (%) | 45.3 | 50.5 | 51.8 | 50.3 |

(注) １．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を除いて算出しております。

## １－４．対処すべき課題

当企業グループをとりまく経済環境は、家電市場が買い替えを中心とした安定的な需要はあるものの、人口及び世帯数の減少により今後の大きな伸長が見込まれないことが重要な課題であると認識しております。スマートフォンの普及やコロナ禍でのｅコマース市場の拡大が続いており、店舗販売を展開するうえでショールーミングなど様々な課題への対応も重要となっております。

こうした中で当企業グループでは、収益力の向上と企業の持続的な成長への取り組みが必要であると認識しており、それらの取り組みを通じて健全かつ永続的な発展に向けて取り組んでまいります。

⑴　収益力の向上への取り組み

①お客様のご要望や時代の変化などに俊敏に対応することで、顧客サービスの充実を図ってまいります。世代やニーズに合わせた販売促進策を行い、エディオンアプリ会員の獲得や、デジタル販促の活用を通じて、顧客接点の拡大と来店促進に努めます。店舗においては、来店されるお客様への「おもてなしの心」を大切にして、「体験と体感」・「発見と感動」をテーマとした魅力ある売場を提供してまいります。また「生活の質」の向上を意識した取扱商品の拡充により家庭内のシェアアップを目指します。物流・サービス体制では、大型商品無料配達やスピード配達・工事などを実践し、より利便性向上に努めてまいります。

②販売管理費のコントロールも重要な課題と考えております。店舗の業務効率を改善し、またより一層働き方改革の取り組みをすすめるなど、人件費の抑制に取り組んでおります。さらに広告宣伝費や販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

⑵　企業の持続的な成長への取り組み

①リフォーム分野は消費者の「省エネ性能」「安全・安心」を重視する意識変化があり、今後も市場規模の持続的な成長が見込まれていることから、売上拡大とともに施工体制の強化や施工品質の向上に努めております。また、外壁・屋根リフォーム等の新たな商品の開発、販売を行ってまいります。

②多様化するニーズへの取り組みとして、「エディオンネットショップ」ではエディオンポイントや長期修理保証など、店舗と同様のサービスをご利用いただけます。またネットショップでは店舗の品揃えの補完として機能を果たすとともに、ネットショップでの購入品を店舗で受け取りいただけるなど、相互に連携したサービスを提供してまいります。

③「超高速」だけでなく、様々な機器がネットに接続する「多数同時接続」、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御する「超低遅延」の新しい機能を持つ５Ｇが普及します。その軸となるスマートフォンなどの情報通信商品も成長の柱として捉えております。

④未来を担う社会の宝である子どもたちに向け、ロボットプログラミング教育を通じて、知識やスキルの習得だけでなく、創造的な考え方を主体的に学び実践できる子どもたちの育成に貢献したいと考えております。

今後も家電量販店ならではの生活提案や新規商品の開発を行うことで、潜在的な顧客ニーズの発掘と売上拡大を図ってまいります。

## １－５．主要な事業内容

当企業グループは、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり「エディオン」及び「100満ボルト」のストアブランドで家電量販店を展開しております。また、インターネット販売にも注力し、当社公式通販サイト「エディオンネットショップ」にて家庭電化商品等を中心に販売し、子会社のフォーレスト株式会社が運営する「フォレストウェイ」及び「ココデカウ」にてオフィス用品、日用品等を販売しております。

さらに、リフォーム事業を中心として、太陽光発電システム、オール電化等の住宅関連事業を行い、子会社の株式会社エディオンハウスシステムでは、産業用太陽光発電事業や大規模リフォーム事業を行っております。

その他にも、インターネットサービスプロバイダ事業、ロボットプログラミング教育事業、リサイクル及びリユース事業等を行っております。

## １－６．企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

⑴　企業集団の主要拠点等（2021年３月31日現在）

株式会社エディオン

本店所在地　広島市中区紙屋町二丁目１番18号

本社事務所　大阪市北区中之島二丁目３番33号

株式会社サンキュー

本店所在地　福井県福井市新保北一丁目601番地

| 事業所名等 | 主な業務 | 当連結会計年度末現在の店舗数 | | | 当連結会計年度中の店舗増減数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 直営店 | FC店 | 計 | 直営店 | FC店 | 計 |
| エディオン | 家庭電化商品等の販売 | 409 | 749 | 1,158 | 4 | △1 | 3 |
| サンキュー | 家庭電化商品等の販売 | 28 | 1 | 29 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 437 | 750 | 1,187 | 4 | △1 | 3 |

⑵　企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況（2021年３月31日現在）

①　企業集団の状況

使用人数　　9,007名

（注）使用人数には臨時従業員（7,202名）は含まれておりません。

②　事業報告作成会社の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 7,918名 | 88名増 | 41歳10か月 | 17年0か月 |

（注）使用人数には臨時従業員（6,377名）は含まれておりません。

## １－７．重要な親会社及び子会社の状況

⑴　親会社との関係

該当事項はありません。

⑵　重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 設立年月 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千円 | % | |
| ㈱サンキュー | 福井県福井市 | 1976年11月 | 10,000 | 100 | 家庭電化商品等の販売 |
| フォーレスト㈱ | さいたま市大宮区 | 1992年7月 | 90,000 | 100 | 文具・事務用品、オフィス用品、日用品等の通信販売 |
| フォーレスト酒販㈱ | さいたま市大宮区 | 1970年2月 | 12,000 | 100 | 酒類等の販売 |
| ㈱エヌワーク | 名古屋市千種区 | 1973年12月 | 30,000 | 100 | 情報システムの運営及び開発 |
| ㈱ＰＴＮ | 東京都新宿区 | 2016年12月 | 10 | 100 | ＰＴＮグループの株式管理 |
| ㈱エディオンハウスシステム | 広島市中区 | 2002年6月 | 20,000 | 100 | 住宅リフォーム、太陽光発電システムの販売・工事等 |
| ㈱ジェイトップ | 名古屋市中村区 | 2014年12月 | 94,000 | 100 | フリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送 |
| ㈱イー・アール・ジャパン | 広島市中区 | 2012年4月 | 100,000 | 100 | リユース事業及びリサイクル事業 |
| ㈱ｅ－ロジ | 広島市中区 | 2018年3月 | 50,000 | 100 | 貨物運送業、倉庫管理業等 |
| 夢見る㈱ | 堺市北区 | 2012年11月 | 10,000 | 100 | プログラミング教室等の運営 |

(注) 1．当社は、2021年2月8日付で㈱ＰＴＮの全株式を取得し、100%子会社としております。
2．ＰＴＮグループは、㈱ＰＴＮ、㈱Ｈａｍｐｓｔｅａｄ、㈱プライムステーション、㈱ＥｄＢａｎｋ、㈱ＢＲＩＤＧＥｓの5社で構成しております。
3．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**１－８．主要な借入先及び借入額**（2021年３月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| | 百万円 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 3,572 |
| 株式会社広島銀行 | 1,288 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,074 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 1,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,000 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 1,000 |
| 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団＃４（注）１ | 7,000 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団＃９（注）２ | 7,150 |
| 株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団＃２（注）３ | 7,300 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団＃１０（注）４ | 6,750 |

（注）１．株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#4は、株式会社八十二銀行他全19行で構成されております。
２．株式会社三菱ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#9は、株式会社福井銀行他全17行で構成されております。
３．株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は、株式会社伊予銀行他全19行で構成されております。
４．株式会社三菱ＵＦＪ銀行をエージェントとするシンジケート団#10は、株式会社十六銀行他全14行で構成されております。

**１－９．その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2．株式に関する事項(2021年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数
300,000,000株

(2) 発行済株式の総数
112,005,636株

(3) 株主数
70,764名

所有者別株式分布

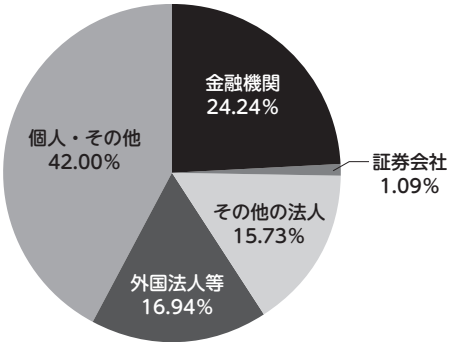


(4) 大株主の状況(上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社ＬＩＸＩＬ | 8,961千株 | 8.37% |
| エディオングループ社員持株会 | 8,017 | 7.49 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 4,214 | 3.93 |
| 株式会社ダイイチ | 3,449 | 3.22 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 3,090 | 2.89 |
| 久保允誉 | 2,141 | 2.00 |
| 第一生命保険株式会社 | 1,811 | 1.69 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 1,692 | 1.58 |
| 住友生命保険相互会社 | 1,624 | 1.52 |
| 株式会社広島銀行 | 1,621 | 1.51 |

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は自己株式4,892,126株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に当社の社外取締役を除く取締役５名に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬(株式報酬)として、当社普通株式61,800株を交付しております。

## 3．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2021年３月31日現在)

| | 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 | 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 |
|---|---|---|
| 発行日 | 2014年10月３日 | 2015年６月19日 |
| 新株予約権の数 | 発行数　1,500個<br>残数　　8個 | 発行数　1,500個<br>残数　1,381個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 92,980株 | 11,597,245株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 | 無償 |
| 転換価額 | 860.4円 | 1,190.8円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年10月17日から<br>2021年９月17日まで | 2015年７月３日から<br>2025年６月５日まで |
| 新株予約権付社債の残高 | 80百万円 | 13,810百万円 |

(注) 1．2020年６月26日開催の第19回定時株主総会において期末配当を１株につき16円とする剰余金処分案が承認可決され、2020年３月期の年間配当が１株につき34円となったことに伴い、転換価額が調整されております。(適用日：2020年４月１日以降)

2．新株予約権の一部行使はできません。

3．2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、2021年７月１日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができます。

4．2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、2025年３月19日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができます。

5．2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、新株予約権の残数８個は2021年４月７日に全て行使されております。

## 4．会社役員に関する事項

### 4－1．取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役<br>会長兼社長執行役員 | 久保允誉 | 株式会社サンキュー代表取締役会長<br>株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長 |
| 取締役専務執行役員 | 山﨑徳雄 | 経営企画本部長 |
| 取締役専務執行役員 | 金子悟士 | 事業本部長<br>株式会社ラウドマウスジャパン代表取締役社長 |
| 取締役常務執行役員 | 小谷野薫 | 財務経理本部長 |
| 取締役 | 新晶 | － |
| 社外取締役 | 石橋省三 | 一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事<br>株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役<br>学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事 |
| 社外取締役 | 髙木施文 | 弁護士 |
| 社外取締役 | 眞弓奈穂子 | － |
| 社外取締役 | 福島淑彦 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 常勤監査役 | 山田富士雄 | － |
| 社外監査役 | 竹原相光 | 公認会計士<br>ＺＥＣＯＯパートナーズ株式会社取締役会長<br>元気寿司株式会社社外取締役<br>三菱製紙株式会社社外取締役<br>株式会社ＴＢＳホールディングス社外監査役 |
| 社外監査役 | 福田有希 | 公認会計士・税理士<br>大阪地方裁判所・大阪高等裁判所専門委員<br>株式会社精工監査役 |

(注) 1．取締役石橋省三、取締役髙木施文、取締役眞弓奈穂子、取締役福島淑彦の各氏は、社外取締役であります。
2．監査役竹原相光、監査役福田有希の両氏は、社外監査役であります。
3．社外取締役髙木施文氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．常勤監査役山田富士雄氏は、長年にわたり財務経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．社外監査役竹原相光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．社外監査役福田有希氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．当社は、社外取締役石橋省三、社外取締役髙木施文、社外取締役眞弓奈穂子、社外取締役福島淑彦、社外監査役竹原相光、社外監査役福田有希の各氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ております。
8．取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について
当社は、各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。
9．会社役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約について
当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。
当該契約の内容の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額会社が負担しております。

## ４－２．事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

## ４－３．取締役及び監査役の報酬等

⑴ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の額（百万円） | | | 対象となる役員の員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（うち社外取締役） | 560(34) | 390(34) | 102(－) | 68(－) | 9(4) |
| 監査役（うち社外監査役） | 25(12) | 25(12) | － | － | 3(2) |
| 合　計（うち社外役員） | 586(46) | 415(46) | 102(－) | 68(－) | 12(6) |

(注) 1．取締役の報酬限度額は、2010年６月29日開催の第９回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額８億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
また、上記報酬額とは別枠で2018年６月28日開催の第17回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間１億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は４名）です。
2．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第５回定時株主総会において、年額１億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち、社外監査役は２名）です。
3．上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4．取締役の「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式の付与のための報酬68百万円です。
5．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑵ 役員報酬の方針等

①基本方針

当社の役員報酬は、企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の視線に立脚した経営意識の醸成を図り、持続的な成長を目指すことを目的として、金銭による基本報酬と業績連動報酬、譲渡制限付株式の付与のための報酬（株式報酬）から構成しております。

金銭報酬と株式報酬の総額はそれぞれ株主総会で決議された限度額の範囲内で、株式報酬が全体の20%以内を基準といたします。

②報酬額決定手続

各報酬額の決定にあたっては､取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の｢指名報酬委員会｣ にて検討を行い、取締役会にて決議いたします。

・基本報酬

各取締役の役位、在任期間、会社への貢献度により年度毎の固定報酬額を決定いたします。

・業績連動報酬

対象事業年度の業績目標（親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度により報酬額を決定いたします。

・株式報酬

各取締役の役位、会社への貢献度により報酬額を決定し、譲渡制限付株式の割当を行います。

③報酬の内容が方針に沿うと取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬について、決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(注)社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査役は客観的立場から取締役の業務の執行を監査する役割を担うことから、社外取締役及び監査役には、それぞれ基本報酬（固定報酬）のみを支給いたします。

### ４－４．社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

⑴　社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 兼　職　法　人　等 | 兼　職　の　内　容 |
|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 石　橋　省　三 | 一般財団法人石橋湛山記念財団 | 代　表　理　事 |
| | | 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド | 社　外　取　締　役 |
| | | 学校法人栗本学園（名古屋商科大学） | 理　　事 |
| 社外監査役 | 竹　原　相　光 | ＺＥＣＯＯパートナーズ株式会社 | 取　締　役　会　長 |
| | | 元気寿司株式会社 | 社　外　取　締　役 |
| | | 三菱製紙株式会社 | 社　外　取　締　役 |
| | | 株式会社ＴＢＳホールディングス | 社　外　監　査　役 |
| 社外監査役 | 福　田　有　希 | 株式会社精工 | 監　　査　　役 |

⑵　当社と当該他の法人等との関係

当社と社外役員が兼職している他の法人等との間には、特別な関係はありません。

### ４－５．社外役員の主な活動状況

| 氏　　名<br>（地　　位） | 取締役会・監査役会への出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|
| 石　橋　省　三<br>（社外取締役） | 取締役会20回／20回<br>（出席率100％） | 取締役会及び経営会議に出席して、企業経営・金融における豊富な経験と知見も踏まえた発言を行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員長として委員会の運営を主導して、経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 |
| 髙　木　施　文<br>（社外取締役） | 取締役会20回／20回<br>（出席率100％） | 取締役会及び経営会議に出席するとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、弁護士としての経験と知見も踏まえた発言を行ない、経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 |
| 眞　弓　奈穂子<br>（社外取締役） | 取締役会20回／20回<br>（出席率100％） | 取締役会及び経営会議に出席して、金融・証券部門における経験と知見も活かし取締役会の監督機能強化に貢献しております。 |
| 福　島　淑　彦<br>（社外取締役） | 取締役会20回／20回<br>（出席率100％） | 取締役会及び経営会議に出席して、経済・経営分野における学術者として取締役会の監督機能強化に貢献しております。 |
| 竹　原　相　光<br>（社外監査役） | 取締役会19回／20回<br>（出席率95％）<br>監査役会10回／10回<br>（出席率100％） | 取締役会及び監査役会への出席に加えて、会計監査人と意見交換をし、これらの場において公認会計士としての経験と知見も踏まえた発言を行ない、社外監査役としての職務遂行をしております。 |
| 福　田　有　希<br>（社外監査役） | 取締役会20回／20回<br>（出席率100％）<br>監査役会10回／10回<br>（出席率100％） | 取締役会及び監査役会への出席に加えて、会計監査人と意見交換をし、これらの場において公認会計士・税理士としての経験と知見も踏まえた発言を行ない、社外監査役として職務遂行をしております。 |

## 5．会計監査人に関する事項

### 5－1．氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

### 5－2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 当社の公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額 | 91百万円 |
| ⑵ | 当社の公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 29百万円 |
| ⑶ | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 120百万円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザリー業務であります。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

４．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 5－3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるなど、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | | **流動負債** | |
| 現金及び預金 | 43,072 | 支払手形及び買掛金 | 43,905 |
| 受取手形及び売掛金 | 39,074 | 短期借入金 | 187 |
| 商品及び製品 | 97,918 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,524 |
| その他 | 12,546 | 1年内償還予定の新株予約権付社債 | 80 |
| 貸倒引当金 | △61 | リース債務 | 331 |
| 流動資産合計 | 192,549 | 未払法人税等 | 9,228 |
| **固定資産** | | 未払消費税等 | 4,032 |
| **有形固定資産** | | 賞与引当金 | 7,146 |
| 建物及び構築物 | 56,381 | ポイント引当金 | 9,082 |
| 工具、器具及び備品 | 7,146 | その他 | 27,277 |
| 土地 | 57,941 | 流動負債合計 | 103,798 |
| リース資産 | 2,178 | **固定負債** | |
| 建設仮勘定 | 1,640 | 転換社債型新株予約権付社債 | 13,837 |
| その他 | 575 | 長期借入金 | 37,365 |
| 有形固定資産合計 | 125,864 | リース債務 | 2,441 |
| **無形固定資産** | | 繰延税金負債 | 481 |
| のれん | 4,274 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,591 |
| その他 | 7,562 | 商品保証引当金 | 10,399 |
| 無形固定資産合計 | 11,836 | 退職給付に係る負債 | 7,849 |
| **投資その他の資産** | | 資産除去債務 | 9,230 |
| 投資有価証券 | 2,741 | その他 | 5,374 |
| 差入保証金 | 26,616 | 固定負債合計 | 88,571 |
| 繰延税金資産 | 23,252 | **負債合計** | **192,369** |
| その他 | 3,643 | **(純資産の部)** | |
| 貸倒引当金 | △294 | **株主資本** | **199,700** |
| 投資その他の資産合計 | 55,960 | 資本金 | 11,940 |
| 固定資産合計 | 193,660 | 資本剰余金 | 84,951 |
| | | 利益剰余金 | 107,697 |
| | | 自己株式 | △4,889 |
| | | **その他の包括利益累計額** | **△5,858** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 59 |
| | | 土地再評価差額金 | △4,835 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △1,083 |
| | | **純資産合計** | **193,841** |
| **資産合計** | **386,210** | **負債・純資産合計** | **386,210** |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **768,113** |
| **売上原価** | | **542,475** |
| **売上総利益** | | **225,638** |
| **販売費及び一般管理費** | | **198,852** |
| **営業利益** | | **26,785** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 91 | |
| 受取事務手数料 | 220 | |
| 助成金収入 | 876 | |
| その他 | 931 | 2,119 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 246 | |
| 寄付金 | 600 | |
| 持分法による投資損失 | 63 | |
| その他 | 184 | 1,094 |
| **経常利益** | | **27,811** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 42 | |
| 助成金収入 | 69 | |
| 違約金収入 | 101 | |
| その他 | 9 | 223 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 80 | |
| 固定資産除却損 | 496 | |
| 減損損失 | 1,350 | |
| 賃貸借契約解約損 | 176 | |
| 感染症関連損失 | 584 | |
| その他 | 73 | 2,761 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **25,273** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,543 | |
| 法人税等調整額 | △903 | 8,639 |
| **当期純利益** | | **16,633** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **16,633** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | | **流動負債** | |
| 現金及び預金 | 40,577 | 買掛金 | 40,692 |
| 受取手形 | 6 | 短期借入金 | 10,257 |
| 売掛金 | 36,806 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,963 |
| 商品及び製品 | 89,820 | 1年内償還予定の新株予約権付社債 | 80 |
| 原材料及び貯蔵品 | 263 | リース債務 | 302 |
| 前払費用 | 3,343 | 未払金 | 12,921 |
| 短期貸付金 | 1,205 | 未払費用 | 22 |
| 未収入金 | 7,353 | 未払法人税等 | 8,223 |
| その他 | 334 | 未払消費税等 | 3,667 |
| 貸倒引当金 | △501 | 前受金 | 11,059 |
| 流動資産合計 | 179,210 | 預り金 | 314 |
| **固定資産** | | 前受収益 | 497 |
| **有形固定資産** | | 賞与引当金 | 6,453 |
| 建物 | 49,289 | ポイント引当金 | 8,574 |
| 構築物 | 1,931 | その他 | 769 |
| 機械及び装置 | 660 | 流動負債合計 | 105,799 |
| 車両運搬具 | 4 | **固定負債** | |
| 工具、器具及び備品 | 6,468 | 転換社債型新株予約権付社債 | 13,837 |
| 土地 | 56,867 | 長期借入金 | 35,785 |
| リース資産 | 2,093 | リース債務 | 2,377 |
| 建設仮勘定 | 1,615 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,591 |
| 有形固定資産合計 | 118,932 | 退職給付引当金 | 5,549 |
| **無形固定資産** | | 商品保証引当金 | 9,395 |
| 借地権 | 301 | 資産除去債務 | 8,154 |
| 商標権 | 6 | 預り保証金 | 4,760 |
| ソフトウェア | 4,260 | その他 | 496 |
| その他 | 1,072 | 固定負債合計 | 81,948 |
| 無形固定資産合計 | 5,639 | **負債合計** | **187,747** |
| **投資その他の資産** | | **(純資産の部)** | |
| 投資有価証券 | 2,270 | **株主資本** | **195,177** |
| 関係会社株式 | 23,792 | 資本金 | 11,940 |
| 出資金 | 1 | 資本剰余金 | 111,403 |
| 長期貸付金 | 1,075 | 資本準備金 | 64,137 |
| 長期前払費用 | 1,046 | その他資本剰余金 | 47,266 |
| 差入保証金 | 24,217 | 利益剰余金 | 76,723 |
| 繰延税金資産 | 21,285 | その他利益剰余金 | 76,723 |
| その他 | 712 | 繰越利益剰余金 | 76,723 |
| 貸倒引当金 | △50 | 自己株式 | △4,889 |
| 投資その他の資産合計 | 74,351 | **評価・換算差額等** | **△4,791** |
| 固定資産合計 | 198,923 | その他有価証券評価差額金 | 43 |
| | | 土地再評価差額金 | △4,835 |
| | | **純資産合計** | **190,386** |
| **資産合計** | **378,134** | **負債・純資産合計** | **378,134** |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **698,596** |
| **売上原価** | | **493,039** |
| **売上総利益** | | **205,556** |
| **販売費及び一般管理費** | | **180,524** |
| **営業利益** | | **25,032** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 36 | |
| 受取配当金 | 722 | |
| 受取事務手数料 | 199 | |
| 助成金収入 | 862 | |
| その他 | 867 | 2,689 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 253 | |
| 寄付金 | 600 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 262 | |
| その他 | 176 | 1,292 |
| **経常利益** | | **26,429** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 38 | |
| 助成金収入 | 63 | |
| 違約金収入 | 101 | |
| 企業結合における交換利益 | 195 | |
| その他 | 9 | 407 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 79 | |
| 固定資産除却損 | 467 | |
| 減損損失 | 948 | |
| 賃貸借契約解約損 | 175 | |
| 関係会社株式評価損 | 737 | |
| 感染症関連損失 | 578 | |
| その他 | 35 | 3,021 |
| **税引前当期純利益** | | **23,815** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,413 | |
| 法人税等調整額 | △631 | 7,782 |
| **当期純利益** | | **16,033** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１８日

株式会社エディオン
取締役会　御中

**EY新日本有限責任監査法人**
**大　阪　事　務　所**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　市　裕　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笹　山　直　孝　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エディオンの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１８日

株式会社エディオン
取締役会　御中

**EY新日本有限責任監査法人**
**大　阪　事　務　所**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　市　裕　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笹　山　直　孝　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エディオンの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第２０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社にあっては取締役会に出席するほか、その他の子会社を含め、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社エディオン　監査役会

常勤監査役　山田　富士雄　㊞

社外監査役　竹原　相光　㊞

社外監査役　福田　有希　㊞

以　上

# 第20回定時株主総会会場ご案内図

## 会　　場

大阪市中央区城見１丁目４番１号
ホテルニューオータニ大阪　２階
「鳳凰Ⅰ・Ⅱ」

## 最寄りの駅

▶JR大阪環状線「大阪城公園駅」
　より徒歩 約３分
▶地下鉄長堀鶴見緑地線
　「大阪ビジネスパーク駅」
　１番出口より徒歩 約３分

## お　願　い

当社では駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

〔会場付近略図〕

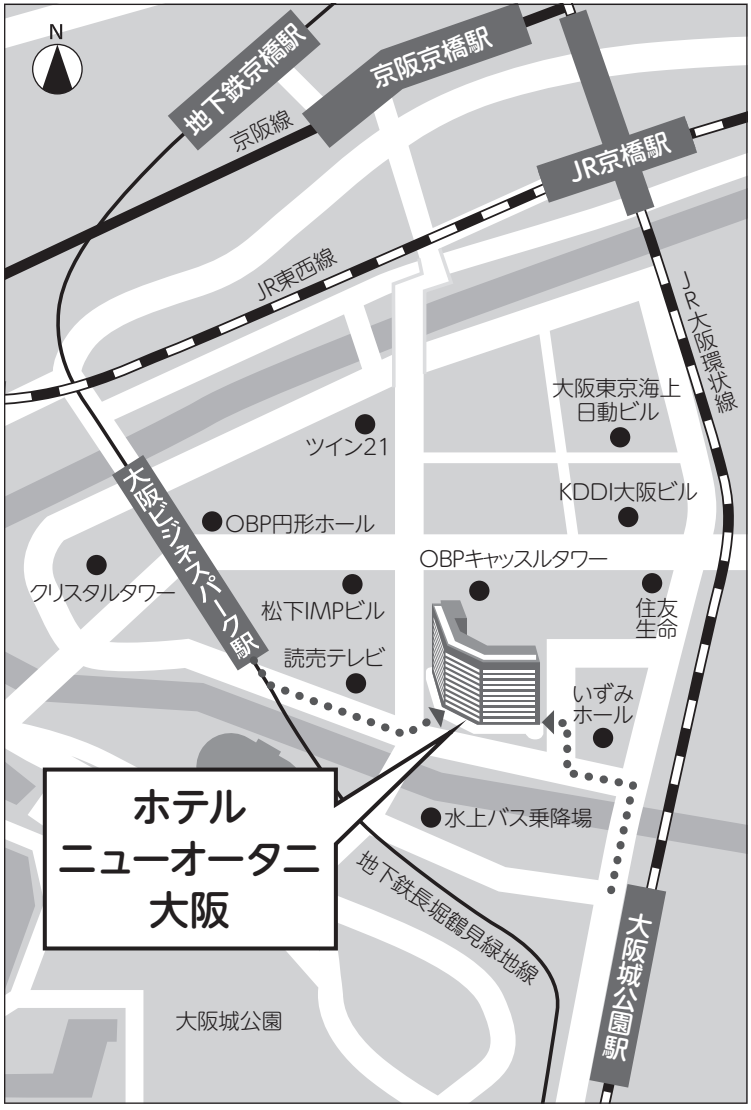


UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

# 法令及び定款に基づく
# インターネット開示事項

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

## 連結株主資本等変動計算書
## 連結注記表
## 株主資本等変動計算書
## 個別注記表

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

株式会社 エディオン

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループ（株式会社エディオンとその子会社）が掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のもとに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の３項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役及び従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ的確な意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努めます。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴ 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。

⑵ 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」の下にコンプライアンスに関する会議体を設置し、コンプライアンスを含むリスク管理体制の強化に努める。また、重要事項については、「リスク管理委員会」から取締役会へ報告することとする。

⑶ リスク管理委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスを含むリスク管理に関する適切なアドバイスを受けるものとする。

⑷ コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。

⑸ 「リスク管理委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。

⑹ 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。

⑺ 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

重要な意思決定がされた会議体の議事録など、取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、社内情報及び個人情報については、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき適切に保存及び管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。

⑵ 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、原則四半期に１回開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、コンプライアンスや有事の際の対応方針（ＢＣＰ等）を含めたエディオングループ全体のあらゆるリスクを総括的に把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行う体制を整備し、損失の危険を回避、軽減する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。

⑵　取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。

⑶　取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

⑷　内部監査部門は、業務執行部門から独立し、各部門の不正・誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善を図るとともに経営効率の向上のため、会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価し、助言をする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

⑴　当社は、各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。

⑵　各子会社は、取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用する。

⑶　当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、取締役等の職務執行の効率化を図るため、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を整備させる。

⑷　当社は、エディオングループ全体としての意思統一を図るため、「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図り、コミュニケーションを活性化させる。

⑸　当社の内部監査部門が、監査体制の強化を図るため、各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施する。

⑹　当社は、各子会社の経営を管理するため、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定する。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ１名以上を配置する。

当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、コンプライアンス、リスク管理に関する重要事項、エディオングループに著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項、その他監査職務に必要な事項を監査役に報告する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。

⑵　監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。

⑶　当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。

⑷　監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。

⑸　当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

9．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等の早期発見及び内部通報者の不利な扱いを禁止する体制を構築しております。また、「リスク管理委員会」にて不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供と社内研修を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。

⑵　「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき情報システム部門がシステム監視や情報収集を行うなど、セキュリティの強化策を講じることにより個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等を防止しております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。

⑶　「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。

⑷　「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートしております。さらに、「内部監査規程」に基づき内部監査部門が、業務監査、会計監査及び制度監査を実施し、業務活動及び会計処理は社内制度及びマニュアル等に基づき運用され正確性・適合性が担保できていることを確認しております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

⑸　「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

⑹　監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ１名を配置しております。

⑺　取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議において、エディオングループの重要な情報について適時報告をしております。

⑻　監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 11,940 | 84,945 | 94,978 | △4,972 | 186,892 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,854 | | △3,854 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 16,633 | | 16,633 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | 6 | | 83 | 89 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △59 | | △59 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 6 | 12,719 | 82 | 12,807 |
| 当期末残高 | 11,940 | 84,951 | 107,697 | △4,889 | 199,700 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | △235 | △4,894 | △1,360 | △6,491 | 180,400 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △3,854 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 16,633 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | 89 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | △59 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 294 | 59 | 277 | 632 | 632 |
| 当期変動額合計 | 294 | 59 | 277 | 632 | 13,440 |
| 当期末残高 | 59 | △4,835 | △1,083 | △5,858 | 193,841 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### １．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### １－１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　　１３社

主要な連結子会社の名称

㈱サンキュー
フォーレスト㈱
フォーレスト酒販㈱
㈱エヌワーク
㈱ＰＴＮ
㈱エディオンハウスシステム
㈱ジェイトップ
㈱イー・アール・ジャパン
㈱ｅ－ロジ
夢見る㈱

2021年２月８日付で㈱ＰＴＮの全株式を取得し100％子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

⑵　非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### １－２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数　　２社

主要な会社等の名称

㈱サンフレッチェ広島
㈱マルニ木工

前連結会計年度において持分法適用関連会社であった㈱ちゅピＣＯＭふれあい（現㈱ちゅピＣＯＭ）は、2020年10月１日付で㈱ちゅピＣＯＭひろしまと合併し影響力が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

⑵　持分法を適用しない関連会社の名称等

㈱ＢＲＩＤＧＥｓ
ネオシステム㈱
㈱ＨＯＵＳＡＬＬ

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

**１－３．会計方針に関する事項**

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ａ満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）によっております。

ｂその他有価証券　　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ取引　　時価法によっております。

③たな卸資産

ａ商品　　評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

ｂ貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法によっております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　　２～60年

工具、器具及び備品　　２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　　従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ポイント引当金　　ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来の利用見込額を計上しております。

④商品保証引当金　　販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については５年間で均等償却しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## ２．表示方法の変更に関する注記

⑴　連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取事務手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「営業外収益」の「受取事務手数料」は177百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

⑵　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

## 3．会計上の見積りに関する注記

### 3－1．有形固定資産の減損の認識及び測定

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|---|---|
| 減損損失 | 1,007百万円 |
| 有形固定資産 | 125,864　〃 |

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当企業グループでは営業部門では店舗を基本単位とし、遊休資産については物件ごとにグルーピングを行い減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いております。使用価値は取締役会によって承認された事業計画等と、事業計画等策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、事業計画等とは全社ベースの事業計画（2021年度）と各資産グループごとの予算（2021年度）、新規出店時の出店計画（おおよそ5年分）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画等の基礎となる売上高成長率（0%～3%）、また事業計画等が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（0%～300%）並びに割引率（4.2%）であります。

事業計画等策定外の期間についての売上高成長率の数値は、過去の実績をベースに地域特性や営業の歴史・経緯を加味した商圏内での地位、地域開発などの外部環境の変化、及び営業支援による影響を検討して算定しております。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、数か月程度の短期的には店舗の休業等により売上高の一時的な減少等が起きる可能性はありうるものの、営業再開後には回復が見込まれるため、減損損失の測定に使用する中長期的な事業計画には大きな影響を与えないものと見込んでおります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の１つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴い、△20%～20%の間で変動することが予想されます。

成長率の変動により、翌連結会計年度における減損損失が0～5,652百万円発生する可能性があります。

**３－２．のれん及び無形固定資産の減損の認識及び測定**

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | | |
|---|---|---|
| 減損損失 | 342百万円 | |
| のれん | 4,274　〃 | （注）１ |
| 顧客関連資産 | 1,500　〃 | （注）２ |

（注）１．のれんの主な内訳は、フォーレスト株式会社取得に係るのれん306百万円、株式会社ジェイトップの取得に係るのれん1,055百万円、夢見る株式会社の取得に係るのれん750百万円、株式会社ＰＴＮ取得に係るのれん2,138百万円であります。のれんの当連結会計年度末残高は、当連結会計年度の株式会社ＰＴＮ株式取得による企業結合において発生した取得原価の配分が完了していない、暫定的に算定されたのれんの金額であります。

２．顧客関連資産の内訳は、フォーレスト株式会社取得に係る顧客関連資産1,226百万円、株式会社ジェイトップ取得に係る顧客関連資産273百万円であります。なお、連結貸借対照表上は無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当企業グループではのれん及び顧客関連資産等の無形固定資産については、対象となる連結子会社あるいは事業をグルーピングして減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は取締役会によって承認された事業計画と、事業計画策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、取締役会によって承認された事業計画とはフォーレスト株式会社（2021年度～2022年度）、株式会社ジェイトップ（2021年度～2023年度）、夢見る株式会社（2021年度～2026年度）の各社事業計画であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画の基礎となる売上高成長率、また事業計画が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（△3%～0%）並びに割引率（9.3%～11.3%）であります。

フォーレスト株式会社はさいたま市大宮区でオフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売を行っております。法人需要を中心としたオフィス用品の販売が堅調で、個人向けの販売にも注力しており、事業計画期間内の売上高成長率は2.7%～8.4%を見込んでおります。

株式会社ジェイトップは名古屋市中村区でフリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響でフリーペーパーや求人誌の需要が一時的に落ち込んでおりますが、付加価値を付与したサービス配送分野での拡大を図っており、事業計画期間内の売上高成長率は7.1%～16.3%を見込んでおります。

夢見る株式会社は堺市北区でプログラミング教室等の運営を行っております。「GIGAスクール構想」によるプログラミング教育の需要の高まりを受け、プログラミング教室「ロボ団」を関西を中心に新教室を積極的に開設しており、事業計画期間内の売上高成長率は4.1%～61.4%を見込んでおります。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、上記３社の事業においては新型コロナウイルス感染症により事業環境が変化し、売上高の減少等が見られる事から、影響を受けた当連結会計年度の業績をベースに将来の事業計画の見直しを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の１つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴っております。

フォーレスト株式会社で2022年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の90%となった場合、フォーレスト株式会社取得に係るのれん及び顧客関連資産で43百万円の減損損失が発生する可能性があります。

株式会社ジェイトップで2022年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の95%となった場合、株式会社ジェイトップ取得に係るのれん及び顧客関連資産で426百万円の減損損失が発生する可能性があります。

夢見る株式会社で2022年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の85%となった場合、夢見る株式会社取得に係るのれんで532百万円の減損損失が発生する可能性があります。

（注）各社の翌連結会計年度以降の売上高を算出に用いた金額から5%刻みで減少させた場合に減損損失が発生すると見込まれる減少率と減損損失の金額を記載しております。

## ４．連結貸借対照表に関する注記

**４－１．有形固定資産の減価償却累計額** 138,716百万円

**４－２．関連会社に対する株式** 392百万円

**４－３．担保に供している資産及び担保に係る債務**

⑴ 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 商品及び製品 | 39百万円 |
| 建物及び構築物 | 1,159 〃 |
| 土地 | 748 〃 |
| 計 | 1,946百万円 |

⑵ 担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 支払手形及び買掛金 | 54百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 121 〃 |
| 長期借入金 | 493 〃 |
| 固定負債の「その他」（預り保証金） | 467 〃 |
| 計 | 1,136百万円 |

**４－４．土地の再評価**

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年３月28日及び2002年３月31日

再評価を行った土地の2021年３月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

6,826百万円

## 5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 5－1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 112,005,636株 | － | － | 112,005,636株 |

### 5－2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（千株） | | | | 当連結会計年度末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社（親会社） | 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（注）1、2 | 普通株式 | 91 | 1 | － | 92 | － |
| | 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（注）1、3、4 | 普通株式 | 12,420 | 176 | 999 | 11,597 | － |
| 合計 | | － | 12,511 | 177 | 999 | 11,690 | － |

（注）1．転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2．2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。
3．2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。
4．2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、プットオプション行使による繰上返済によるものです。

### 5－3．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年6月26日定時株主総会 | 普通株式 | 1,712百万円 | 16円 | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |
| 2020年11月9日取締役会 | 普通株式 | 2,142百万円 | 20円 | 2020年9月30日 | 2020年12月1日 |

### 5－4．当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月29日開催予定の第20回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 配当金の総額 | 2,784百万円 |
| (2) | 1株当たり配当額 | 26円 |
| (3) | 基準日 | 2021年3月31日 |
| (4) | 効力発生日 | 2021年6月30日 |

## ６．金融商品に関する注記

### ６－１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが１年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、ＣＭＳ（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

**6－2．金融商品の時価等に関する事項**

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ①現金及び預金 | 43,072 | 43,072 | － |
| ②受取手形及び売掛金 | 39,074 | 39,074 | － |
| ③投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,856 | 1,856 | － |
| 資産計 | 84,003 | 84,003 | － |
| ①支払手形及び買掛金 | 43,905 | 43,905 | － |
| ②短期借入金 | 187 | 187 | － |
| ③転換社債型新株予約権付社債（*） | 13,917 | 15,727 | 1,809 |
| ④長期借入金（*） | 39,889 | 40,161 | 271 |
| ⑤リース債務（*） | 2,773 | 2,929 | 155 |
| 負債計 | 100,674 | 102,911 | 2,236 |
| デリバティブ取引 | － | － | － |

（*）流動負債に含まれている1年内償還予定の新株予約権付社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴ 資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑵ 負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格に基づき算定しております。

④長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑶　デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ａ通貨関連

該当事項はありません。

ｂ金利関連

（単位：百万円）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | うち１年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 長期借入金 | 6,270 | 6,232 | (*) | － |

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 493 |
| 関係会社株式 | 392 |
| 差入保証金 | 26,616 |

これらについては市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「６－２．金融商品の時価等に関する事項」の表中には含まれておりません。

## ７．賃貸等不動産に関する注記

### ７－１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件（土地、建物を含む）を有しております。

### ７－２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|---|---|
| 11,447 | 10,177 |

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## ８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　1,809円68銭

１株当たり当期純利益金額　　155円34銭

## ９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 11,940 | 64,137 | 47,259 | 111,397 | 64,605 | △4,972 | 182,970 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △3,854 | | △3,854 |
| 当期純利益 | | | | | 16,033 | | 16,033 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | | 6 | 6 | | 83 | 89 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | △59 | | △59 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 6 | 6 | 12,118 | 82 | 12,207 |
| 当期末残高 | 11,940 | 64,137 | 47,266 | 111,403 | 76,723 | △4,889 | 195,177 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △240 | △4,894 | △5,135 | 177,834 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △3,854 |
| 当期純利益 | | | | 16,033 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | 89 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | △59 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 284 | 59 | 344 | 344 |
| 当期変動額合計 | 284 | 59 | 344 | 12,551 |
| 当期末残高 | 43 | △4,835 | △4,791 | 190,386 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表
## １．重要な会計方針に係る事項に関する注記
### 会計方針に関する事項
⑴　資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
ａ満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）によっております。
ｂ関係会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。
ｃその他有価証券　　時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
②デリバティブ取引　　時価法によっております。
③たな卸資産
ａ商品　　評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
評価方法
移動平均法によっております。
ｂ貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法によっております。
⑵　固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物　　２～50年
構築物　　２～60年
工具、器具及び備品　　２～20年
②無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
⑶　引当金の計上基準
①貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金　　従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

④ポイント引当金　　ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品保証引当金　　販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

⑷ ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

⑸ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2．表示方法の変更に関する注記

⑴ 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取事務手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「営業外収益」の「受取事務手数料」は157百万円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「災害による損失」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

⑵ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

## 3．会計上の見積りに関する注記

### 3－1．有形固定資産の減損の認識及び測定

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|---|---|
| 減損損失 | 948百万円 |
| 有形固定資産 | 118,932　〃 |

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当社では営業部門では店舗を基本単位とし、遊休資産については物件ごとにグルーピングを行い減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いております。使用価値は取締役会によって承認された事業計画等と、事業計画等策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、事業計画等とは全社ベースの事業計画（2021年度）と各資産グループごとの予算（2021年度）、新規出店時の出店計画（おおよそ5年分）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画等の基礎となる売上高成長率（0%～3%）、また事業計画等が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（0%～300%）並びに割引率（4.2%）であります。

事業計画等策定外の期間についての売上高成長率の数値は、過去の実績をベースに地域特性や営業の歴史・経緯を加味した商圏内での地位、地域開発などの外部環境の変化、及び営業支援による影響を検討して算定しております。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、数か月程度の短期的には店舗の休業等により売上高の一時的な減少等が起きる可能性はありうるものの、営業再開後には回復が見込まれるため、減損損失の測定に使用する中長期的な事業計画には大きな影響を与えないものと見込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の１つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴い、△20%～20%の間で変動することが予想されます。

成長率の変動により、翌事業年度における減損損失が0～5,412百万円発生する可能性があります。

**３－２．関係会社株式の評価**

⑴　当事業年度末の計算書類に計上した金額

| | |
|---|---|
| 関係会社株式評価損 | 737百万円（注） |
| 関係会社株式 | 23,792　〃 |

（注）関係会社株式評価損の内訳は、夢見る株式会社株式の評価損737百万円です。

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当社では関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性を判定のうえ、おおむね5年以内に回復すると見込まれない場合は実質価額まで減額し、評価損を計上しております。

実質価額は、１株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額に、発行会社の超過収益力を反映して評価しております。超過収益力は、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローと、加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を基礎として、算定しております。

なお、取締役会によって承認された事業計画とは夢見る株式会社の事業計画（2021年度～2026年度）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画の基礎となる売上高成長率、また事業計画が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（0%）並びに割引率（11.3%）であります。

夢見る株式会社は堺市北区でプログラミング教室等の運営を行っております。「GIGAスクール構想」によるプログラミング教育の需要の高まりを受け、プログラミング教室「ロボ団」を関西を中心に新教室を積極的に開設しており、事業計画期間内の売上高成長率は4.1%～61.4%を見込んでおります。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、夢見る株式会社の事業においては新型コロナウイルス感染症により事業環境が変化し、売上高の減少等が見られる事から、影響を受けた当事業年度の業績をベースに将来の事業計画の見直しを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の１つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴っております。

夢見る株式会社で2022年度以降の各事業年度の売上高が算出に用いた金額の90%となった場合、夢見る株式会社株式に対する評価損が223百万円発生する可能性があります。

（注）夢見る株式会社の翌事業年度以降の売上高を算出に用いた金額から5%刻みで減少させた場合に関係会社株式評価損が発生すると見込まれる減少率と関係会社株式評価損の金額を記載しております。

## ４．貸借対照表に関する注記

**４－１．有形固定資産の減価償却累計額**　127,915百万円

**４－２．関係会社に対する金銭債権・債務**

| | |
|---|---|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,315百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 11,264　〃 |

**４－３．担保に供している資産及び担保に係る債務**

⑴　担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物 | 1,125百万円 |
| 構築物 | 33　〃 |
| 土地 | 748　〃 |
| 計 | 1,907百万円 |

⑵　担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 121百万円 |
| 長期借入金 | 493　〃 |
| 預り保証金 | 467　〃 |
| 計 | 1,082百万円 |

**４－４．土地の再評価**

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年３月28日及び2002年３月31日

再評価を行った土地の2021年３月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

6,826百万円

## ５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

| | |
|---|---|
| 売上高 | 599百万円 |
| 仕入高 | 4　〃 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,744　〃 |
| 営業取引以外の取引高 | 683　〃 |

## ６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 4,974,637株 | 1,089株 | 83,600株 | 4,892,126株 |

（注）　普通株式の自己株式の株式数の増加1,089株は、単元未満株式の買取りによる増加1,089株であり、減少83,600株は、2018年６月28日開催の第17回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬としての自己株処分による減少83,600株であります。

## 7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| 減価償却費 | 2,265百万円 |
| 貸倒引当金 | 200 〃 |
| 賞与引当金 | 1,974 〃 |
| 未払法定福利費 | 302 〃 |
| 減損損失 | 6,110 〃 |
| 退職給付引当金 | 1,698 〃 |
| ポイント引当金 | 2,623 〃 |
| 商品保証引当金 | 2,874 〃 |
| 合併引継土地 | 1,390 〃 |
| 資産除去債務 | 2,495 〃 |
| その他 | 4,502 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 26,439百万円 |
| 評価性引当額 | △4,214百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 22,225百万円 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| 建物等圧縮積立金 | △60百万円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △683 〃 |
| その他有価証券評価差額金 | △84 〃 |
| その他 | △111 〃 |
| 繰延税金負債合計 | △939百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 21,285百万円 |

## 8．リースにより使用する固定資産に関する注記

### 8－1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

⑴ リース資産の内容

営業用店舗設備（建物）であります。

⑵ リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「⑵　固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | |
|---|---|
| 取得価額相当額 | 3,924百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 3,630　〃 |
| 期末残高相当額 | 294百万円 |

②未経過リース料期末残高相当額

| | |
|---|---|
| 未経過リース料期末残高相当額 | |
| １年以内 | 213百万円 |
| １年超 | 143　〃 |
| 合計 | 356百万円 |

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|---|---|
| ａ支払リース料 | 216百万円 |
| ｂ減価償却費相当額 | 196　〃 |
| ｃ支払利息相当額 | 4　〃 |

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

### 8－2．オペレーティング・リース取引

未経過リース料（借主側）

| | |
|---|---|
| １年以内 | 3,976百万円 |
| １年超 | 28,677　〃 |
| 合計 | 32,653百万円 |

未経過リース料（貸手側）

| | |
|---|---|
| １年以内 | 262百万円 |
| １年超 | 2,773　〃 |
| 合計 | 3,036百万円 |

## ９．関連当事者との取引に関する注記

### ９－１．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社サンキュー | 100% | 資金の貸借 | ＣＭＳによる資金の借入 | 1,679 | 短期借入金 | 9,090 |

### ９－２．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及びその近親者 | 久保允誉 | － | 当社代表取締役 | 自己株式の処分 | 37 | － | － |
| 役員及びその近親者 | 友則和寿 | － | 当社相談役 | 顧問料の支払 | 24 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．資金の貸借については、当社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであります。なお、取引額は当事業年度増加額であります。
３．自己株式の処分については、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の割当によるものであります。
４．顧問料については、両者協議のうえ決定しております。

## １０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　1,777円43銭
１株当たり当期純利益金額　149円73銭

## １１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。